

介護職員初任者研修についての細則

細則 介護職員初任者研修

学則第42条に基づき本細則を定める

【目的】

高齢者社会において、人々の健康維持の要求が高度となり、それに合わせて歯科衛生士の業務内容が専門化され、高度なテクニックが必要となってきた。また医療関係者とチーム医療ができる能力が必要となってきたことなど、歯科衛生士は口腔ケアだけでなく全身についても知識、技術が必要となってきた。特に高齢者や障がい者に対しては知識はもちろんのこと、介護の技術も必要となり、介護員養成研修において学習することとした。

【研修事業の名称】

徳島歯科学院専門学校 介護職員初任者研修

【実施場所】

徳島歯科学院専門学校 歯科衛生士科 教室・実習室

徳島県介護普及センター、健祥会プレゼンテーション

【研修機関】

徳島県歯科医師会立徳島歯科学院専門学校

【開講時期】

歯科衛生士科2年生の12月～3年生7月

【受講資格】

徳島歯科学院専門学校 歯科衛生士科の学生（2年生・3年生）

【受講手続き】

2年生進級時に受講料を添えて、担任に申し出ること

[受講料]

テキスト代を含み、１０．０００円とする。

[研修終了の認定方法]

介護職員初任者研修カリキュラムの１３０時間、すべてにおいて終了し、確認テストに合格した者に修了証を交付する。

欠席した者はその時間を講師の指定した補講日に終了しておくこと。なお補講の方法は講師の指示があれば、レポート提出も可とする。

この細則は平成２６年１月１日より施行する。